

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県小松島市長

公表日

平成29年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>小松島市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づき「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出</p> <p>② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付</p> <p>③ 保険料に関する事務 1 届書の受理 2 付加保険料納付の届出 3 付加保険料納付の辞退届出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の届出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料の免除理由消滅の届書 9 保険料免除及び納付猶予の申請 10 保険料学生納付特例の申請 11 保険料免除及び納付猶予の取消申請 12 納付特例不該当の届出 13 納付特例不該当の取消申請 14 届書の送付又は再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)資格ファイル
- (2)免除ファイル
- (3)受給ファイル
- (4)2号情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31の項、62の項、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康増進課
②所属長	健康増進課長 田淵 恭子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒773-8501小松島市横須町1-1 小松島市 保健福祉部健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒773-8501小松島市横須町1-1 小松島市 総務部総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月10日	事務の概要	<p>国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。</p> <p>第1号被保険者の資格取得・喪失届出書等の受理</p> <p>1.申請受付 2.異動届出書作成 任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理</p> <p>1.申請受付 2.異動届出書作成 保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理</p> <p>1.申請受付 2.免除申請書作成 3. 結果入力 法定免除の届出・受理</p> <p>1.申請受付 2.免除申請書作成 3. 結果入力 所得情報提供</p> <p>1.提供依頼 2.住民税参照 3. 情報提供 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求受付</p>	<p>小松島市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。【国民年金市町村事務処理基準のうち】①被保険者に関する事項 1届書の受理 2資格取得の届出 3種別変更の届出 4任意加入被保険者の資格取得の届出 5資格喪失の届出 6死亡の届出 7任意脱退の届出 8資格喪失の届出 9氏名変更の届出 10住所変更の届出 11住所変更報告書 12手帳の再交付の申請 13日本内に住所を有しない被保険者の届出 14届書の送付又は報告 15届書の再提出 ②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2現況届又は所得状況届の受付 3障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③保険料に関する事務 1申出書の受理 2付加保険料納付の申出 3付加保険料納付の辞退申出 4付加保険料納付該当の届出 5付加保険料納付非該当の届出 6中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7保険料の免除に関する届出 8保険料の免除理由消滅の届書 9保険料免除及び納付猶予の申請 10保険料学生納付特例の申請 11保険料免除及び納付猶予の取消申請 12納付特例不該当の届出 13納付特例不</p>	事前	平成29年4月以降日本年金機構における個人番号利用の開始に伴う変更及び事務見直しによる変更
平成29年1月10日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31項	番号法第9条第1項 別表第1第31の項、62の項、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	事前	見直しによる変更